

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年9月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第42号

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「従業者名簿」を「従事者名簿」に改め、同項第4号中「限る。」の右に「以下同じ。」を加える。

第5条の見出しを「(クリーニング所・無店舗取次店承継届)」に改め、同条中「クリーニング所承継届(第5号様式)」を「クリーニング所・無店舗取次店承継届(第6号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「開設者」を「営業者」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に、「クリーニング所の開設者(以下「開設者」という。)」を「営業者(法第2条第2項に規定する営業者をいう。以下同じ。)」に改め、同項第1号中「前条」を「前2条」に、「クリーニング所届出事項変更届(第3号様式)」を「クリーニング所・無店舗取次店届出事項変更届(第4号様式)」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) クリーニング所(法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下同じ。)

又は無店舗取次店(省令第1条の2第2号に規定する無店舗取次店をいう。)を廃止したとき クリーニング所・無店舗取次店廃止届(第5号様式)

第3条第2項各号列記以外の部分中「クリーニング所届出事項変更届」を「クリーニング所・無店舗取次店届出事項変更届」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「従業者名簿」を「従事者名簿」に、「従業者に」を「従事者に」に改め、同条を第4条と

する。

第2条の次に次の1条を加える。

(無店舗取次店営業届等)

第3条 省令第1条の3第2項に規定する届出書は、無店舗取次店営業届(第3号様式)とする。

2 無店舗取次店営業届には、省令第2条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 従事者名簿
- (2) 業務用車両の構造を明らかにする図面
- (3) 法人の登記簿の謄本
- (4) その他保健所長が必要と認める書類

第2号様式中「及び第3条関係」を「から第4条まで関係」に改め、同様式注以外の部分中「従業者名簿」を「従事者名簿」に、「の従業者」を「の従事者」に改め、同様式注3中「第5条第1項」の右に「又は第2項」を加え、「開設の」を削り、同様式注に次のように加える。

4 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としてしようとする者は、管理人を置く必要はありません。

第5号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「クリーニング所承継届」を「クリーニング所承継届」に、
無店舗取次店

「クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。」を

「クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。」
営業の種類 クリーニング所 無店舗取次店 に、

「検査確認済証の発行年月日及び番号 年 月 日 第 号」を

	検査確認済証の発行年月日及び番号	年	月	日	第	号
無店舗取次店	名称	電話				
	業務用車両の保管場所					
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号					

に改め, 同様

式注中2を3とし, 1を2とし, 2の前に次のように加える。

- この届出書は, 無店舗取次店営業届を提出した保健所(無店舗取次店変更届を他の保健所に提出した場合には, 当該無店舗取次店変更届を提出した保健所)に提出してください。

第5号様式を第6号様式とする。

第4号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に, 「クリーニング所廃止届」を

「クリーニング所
廃止届」に,
無店舗取次店

クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

を

クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

営業の種類 クリーニング所 無店舗取次店

に,

検査確認済証の発行年月日及び番号 年 月 日 第 号

を

	検査確認済証の発行年月日及び番号	年	月	日	第	号
無店舗取次店	名称	電話				
	営業区域	<input type="checkbox"/> 北区	<input type="checkbox"/> 上京区	<input type="checkbox"/> 左京区	<input type="checkbox"/> 中京区	
		<input type="checkbox"/> 東山区	<input type="checkbox"/> 山科区	<input type="checkbox"/> 下京区	<input type="checkbox"/> 南区	
<input type="checkbox"/> 右京区		<input type="checkbox"/> 西京区	<input type="checkbox"/> 伏見区			

に改め, 同様

式に注として次のように加える。

- この届出書は, 無店舗取次店営業届を提出した保健所(無店舗取次店変更届を他の保健所に提出した場合には, 当該無店舗取次店変更届を提出した保健所)に提出してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

第4号様式を第5号様式とする。

第3号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「クリーニング所届出事項変更届」を「クリーニング所届出事項変更届」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、

変更の種類	<input type="checkbox"/> 氏名（法人にあっては、名称又は代表者名） <input type="checkbox"/> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> クリーニング所の名称 <input type="checkbox"/> 構造又は設備 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	を
-------	---	---

営業の種類	<input type="checkbox"/> クリーニング所 <input type="checkbox"/> 無店舗取次店	
変更の種類	<input type="checkbox"/> 氏名（法人にあっては、名称又は代表者名） <input type="checkbox"/> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 従事者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	に、
	クリーニング所 <input type="checkbox"/> クリーニング所の名称 <input type="checkbox"/> 構造又は設備	
	無店舗取次店 <input type="checkbox"/> 無店舗取次店の名称 <input type="checkbox"/> 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 <input type="checkbox"/> 業務用車両の保管場所 <input type="checkbox"/> 営業区域 <input type="checkbox"/> 業務用車両の構造	

検査確認済証の発行年月日及び番号	年 月 日 第 号	を
------------------	-----------	---

	検査確認済証の発行年月日及び番号	年 月 日 第 号	
無店舗取次店	名 称	電 話	—
	営 業 区 域	<input type="checkbox"/> 北 区 <input type="checkbox"/> 上京区 <input type="checkbox"/> 左京区 <input type="checkbox"/> 中京区	
		<input type="checkbox"/> 東山区 <input type="checkbox"/> 山科区 <input type="checkbox"/> 下京区 <input type="checkbox"/> 南 区	
	<input type="checkbox"/> 右京区 <input type="checkbox"/> 西京区 <input type="checkbox"/> 伏見区		

式注中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 この届出書は、無店舗取次店営業届を提出した保健所（無店舗取次店営業届を提出した保健所が所管する営業区域において営業を営まなくなった場合にあっては、他の保健所のうち営業区域を所管するいずれかの保健所）に届け出てください。

第3号様式注に次のように加える。

4 無店舗取次店の名称及び営業区域の欄は、無店舗取次店の名称及び営業区域を変更した場合は、記入する必要はありません。

第3号様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第3条関係）

無店舗取次店営業届

(あて先) 京都市 保健所長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） ⑩ 年 月 日生 電話 —

クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。		
名 称	電話 —	
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
業務用車両の保管場所		
営業 区 域	<input type="checkbox"/> 北 区 <input type="checkbox"/> 上京区 <input type="checkbox"/> 左京区 <input type="checkbox"/> 中京区 <input type="checkbox"/> 東山区 <input type="checkbox"/> 山科区 <input type="checkbox"/> 下京区 <input type="checkbox"/> 南 区 <input type="checkbox"/> 右京区 <input type="checkbox"/> 西京区 <input type="checkbox"/> 伏見区	
業務用車両の構造	材 質	
	洗濯物を入れる容器 大 き さ	幅 奥行 高さ
	数	個
	洗濯物を入れる容器を積載する部分	床 面 積 平方メートル
	容 積 立方メートル	
消毒が必要な洗濯物の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
営業開始予定年月日	年 月 日	

- 注1 この届出書は、営業区域を所管するいずれかの保健所に提出してください。
 2 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)